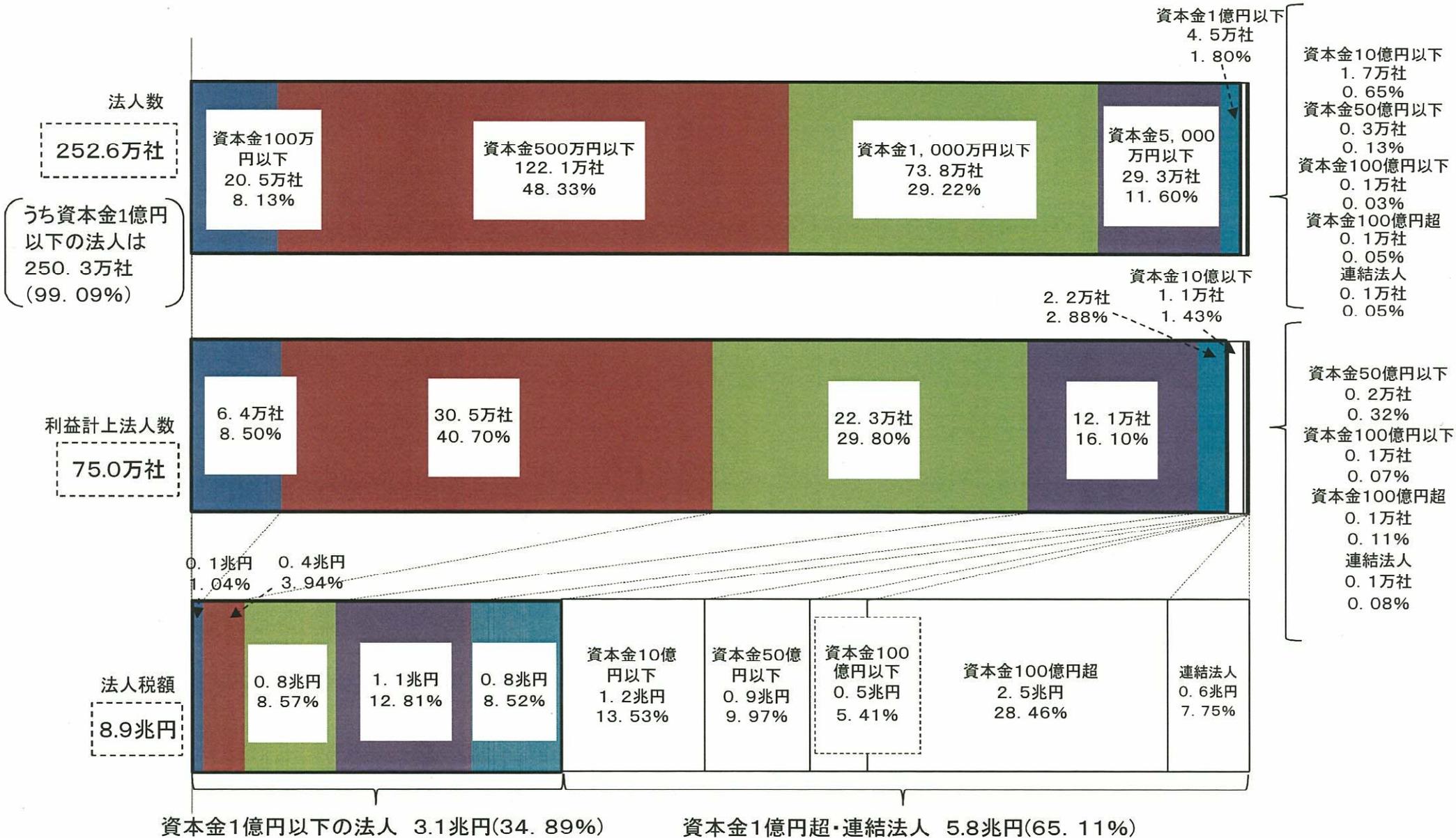


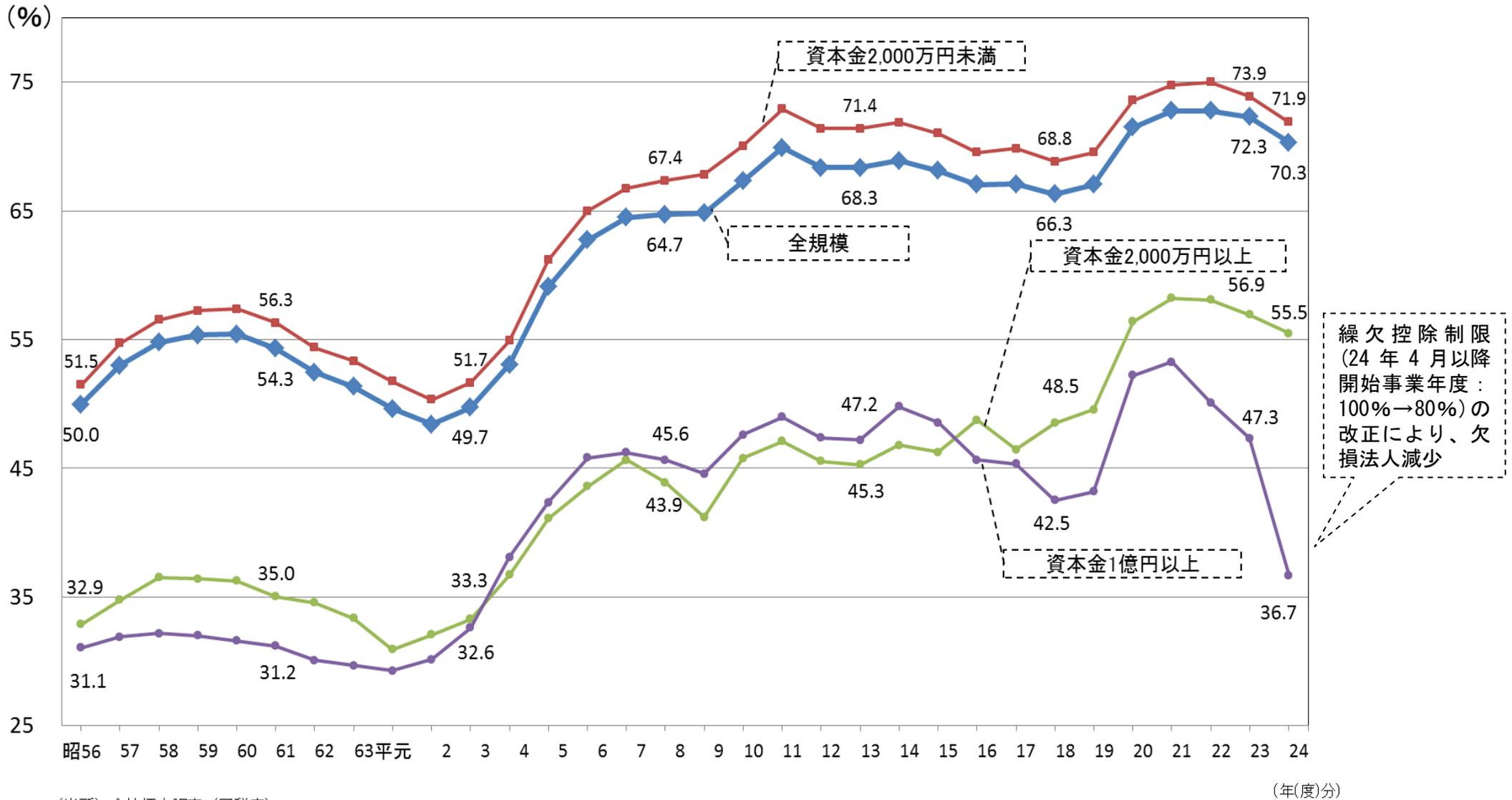
参 考 资 料

資本階級別法人数、利益計上法人数、法人税額(国税)(平成24年度)



(出所)「会社標本調査(平成24年度分)」(国税庁)

資本金別の欠損法人割合の推移



(出所) 会社標本調査 (国税庁)

(備考) 1 平成23、24年度は、資本金2,000万円以下、2,000万円超、1億円以上の区分により算出。
 2 平成15年分～平成24年度分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

(年(度)分)

資本金階級別利益計上法人・欠損法人割合（平成24年度）

○ 足下、課税対象法人の4分の3が赤字法人。

○ 欠損金の繰越控除制度の見直し（23改正）で24年度は大法人の欠損法人割合は3割程度に減少。

	利益計上法人	欠損法人	平成23年度 利益計上法人割合
合計 (2,525,984社)	29.68% (749,731社)	70.32% (1,776,253社)	(27.68%)
資本金100万円以下 (205,454社)	31.00% (63,700社)	69.00% (141,754社)	(29.22%)
資本金500万円以下 (1,220,915社)	25.00% (305,168社)	75.00% (915,747社)	(22.74%)
資本金1,000万円以下 (738,171社)	30.27% (223,454社)	69.73% (514,717社)	(28.27%)
資本金5,000万円以下 (292,953社)	41.21% (120,735社)	58.79% (172,218社)	(39.91%)
資本金1億円以下 (45,431社)	47.52% (21,589社)	52.48% (23,842社)	(45.51%)
資本金10億円以下 (16,512社)	65.04% (10,739社)	34.96% (5,773社)	(52.90%)
資本金50億円以下 (3,380社)	70.12% (2,370社)	29.88% (1,010社)	(56.97%)
資本金100億円以下 (787社)	70.14% (552社)	29.86% (235社)	(57.26%)
資本金100億円超 (1,138社)	70.12% (798社)	29.88% (340社)	(52.87%)
連結 (1,243社)	50.36% (626社)	49.64% (617社)	(35.73%)

(出所) 会社標本調査 (国税庁)

法人数と利益法人割合の国際比較

- 我が国における利益計上法人割合は、諸外国と比較して極端に低い。
- 企業間の税負担のバランスの問題として、一部の黒字企業に税負担が集中しているものと考えられる。諸外国はより広い企業が負担している。

	日本 (2012 年度)	アメリカ (2010 年)	イギリス (2011 年度)	ドイツ (2009 年)	韓国 (2011 年)
利益法人	76 万社 (28%)	311 万社 (54%)	98 万社 (52%)	41 万社 (44%)	25 万社 (54%)
欠損法人等 <small>(注1)</small>	197 万社 (72%)	269 万社 (46%)	91 万社 (48%)	52 万社 (56%)	21 万社 (46%)
全法人合計 <small>(注2)</small>	273 万社 (100%)	580 万社 (100%)	189 万社 (100%)	93 万社 (100%)	46 万社 (100%)

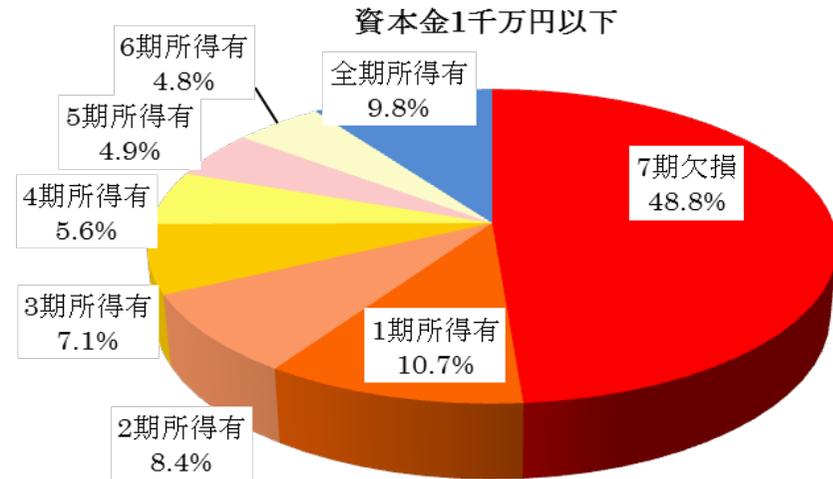
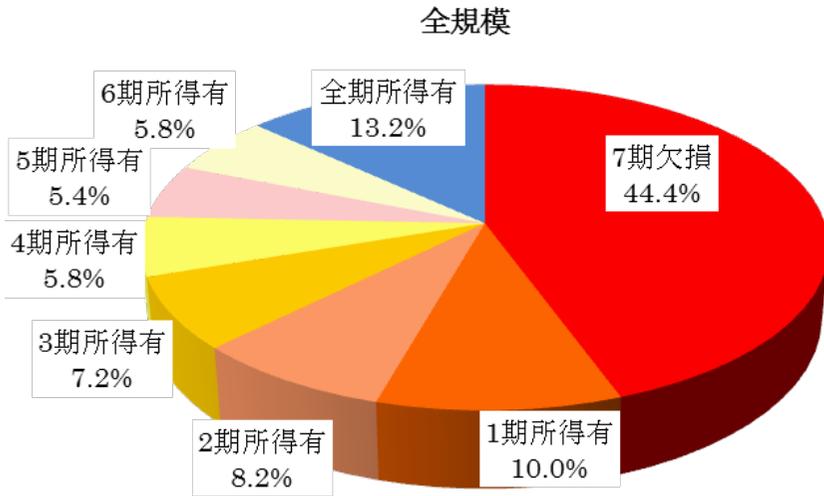
(注 1) 「欠損法人等」とは、所得金額が負又は0となる法人(=欠損法人)及び繰越欠損金を控除した結果所得金額が0となる法人をいう。

(注 2) 法人数は、日本は確定申告のあった事業年度数(清算確定分を除く。)、アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国は法人税申告書数による。なお、アメリカについては、いわゆるS法人(約413万社)を含む。ドイツについては、法人形態をとらず、構成員の所得の段階でのみ課税される事業体(いわゆる人的会社; 約41万社(統計の制約上、付加価値税登録者に限られる))が別途存在する。

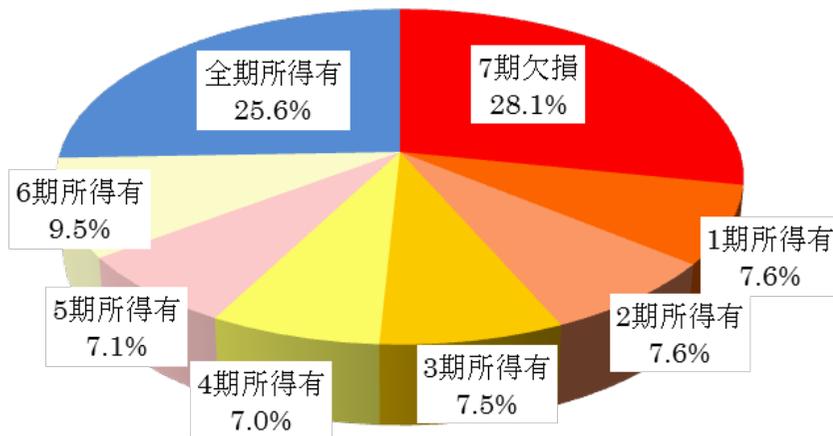
(出典) 日本: 国税庁統計年報、アメリカ: 内国歳入庁統計資料、イギリス: 歳入関税庁統計資料、ドイツ: 連邦統計局統計資料、韓国: 国税庁統計資料。

欠損法人の状況

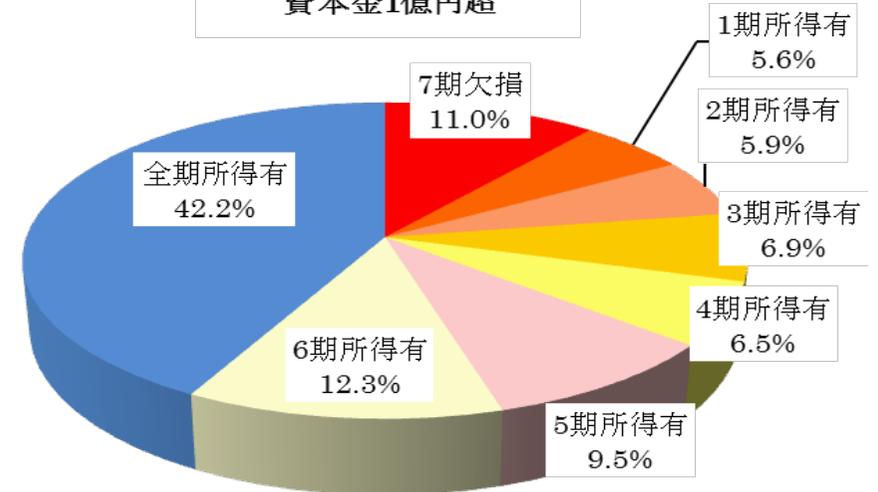
- 45%の法人が7期連続欠損、6割程度が5期以上欠損。
- 資本金1億円超の大法人でも1割が7期連続欠損、4分の1程度が5期以上欠損。



資本金1千万円超1億円以下



資本金1億円超

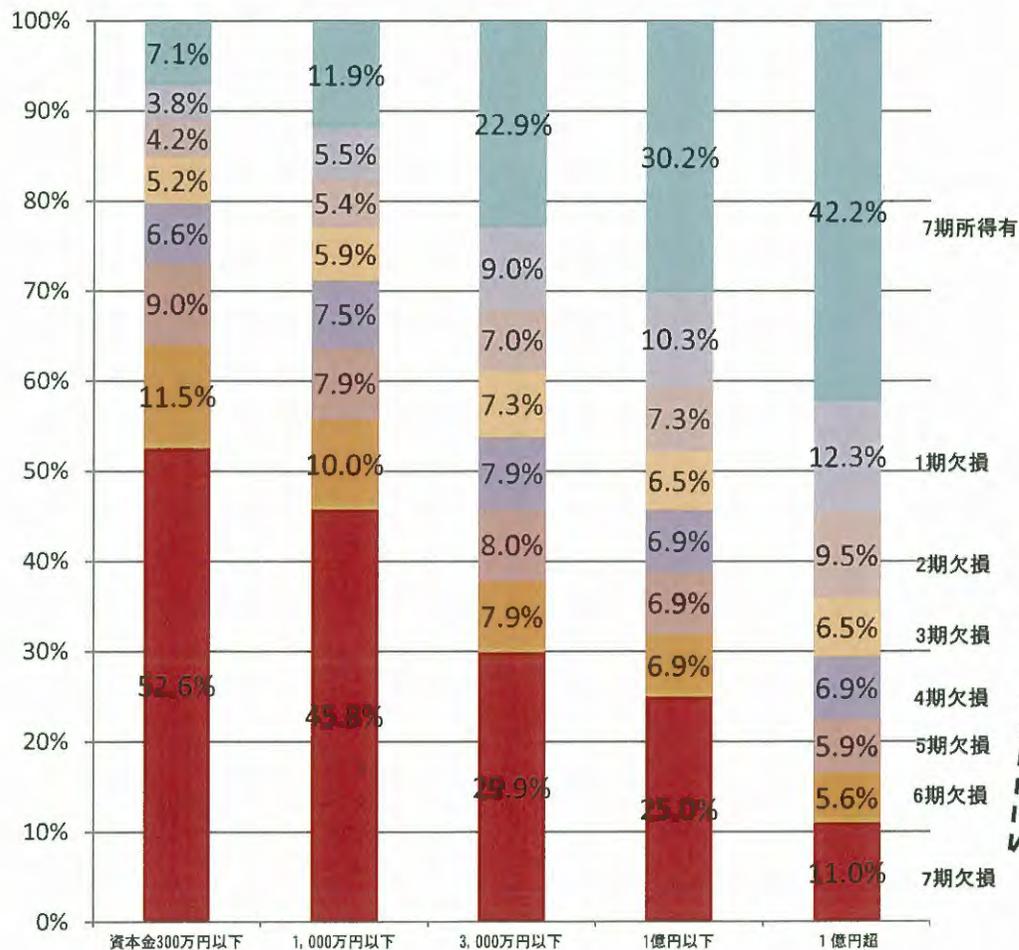


(出所) 申告の集計データに基づき財務省で作成

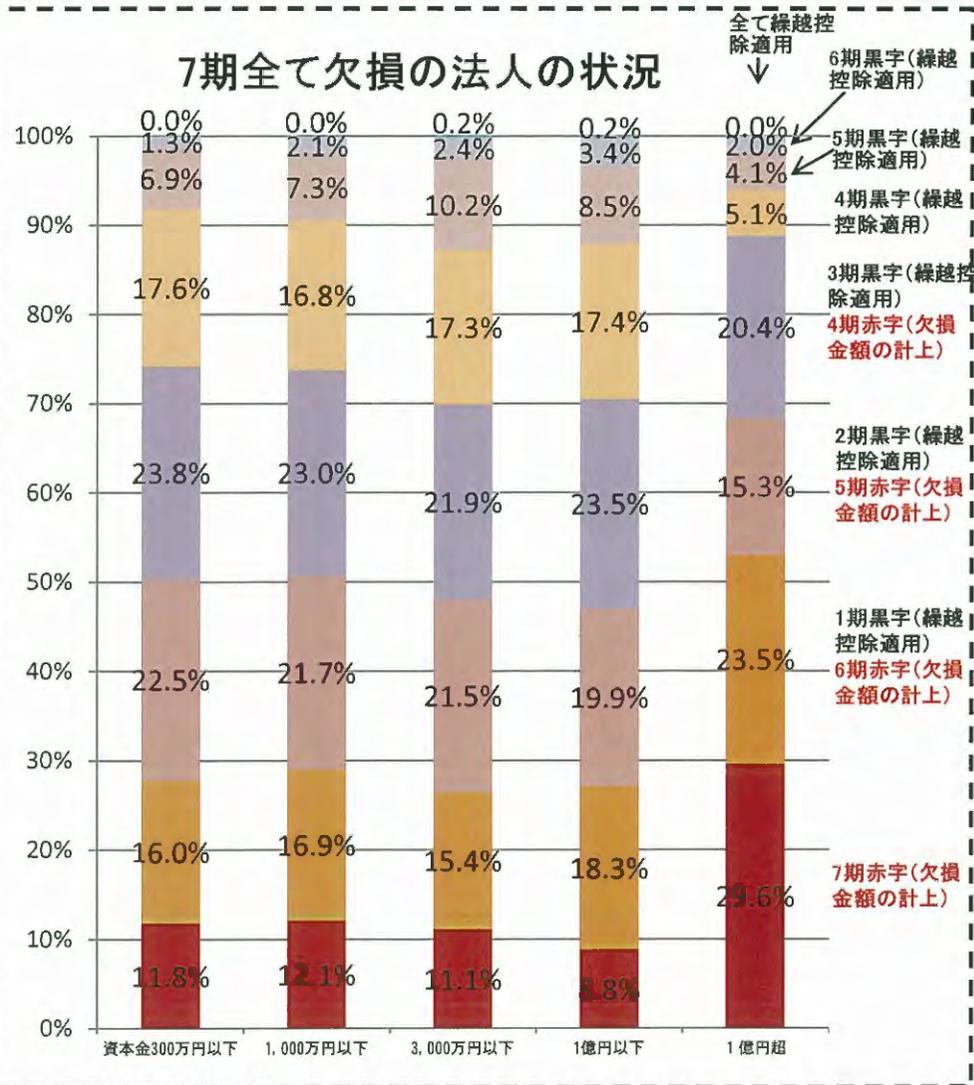
法人の欠損の状況、繰越控除の適用期数

- 欠損法人の多くは、欠損金の繰越控除を適用している。
- 7期全て欠損の中小企業(資本金1億円以下)のうち約半数が、7期のうち3期以上欠損金の繰越控除を適用して、課税所得がゼロとなっている。

法人の欠損の状況



7期全て欠損の法人の状況



(出所) 申告書の集計データに基づき財務省により作成

資本階級別・課税所得階層別の法人数

課税所得5,000万円超(※)の中小法人は約4.5万社(中小法人全体の1.8%)
資本金5,000万円以上でみると、約1.4万社(20.2%)

資本金	法人数計	課税所得別法人数						課税所得 5,000万円超 の比率
		欠損	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円未満	10億円超	
100億円以上	1,565	806	58	18	12	107	564	43.6%
100億円未満 50億円以上	1,003	470	43	11	19	132	328	47.8%
50億円未満 10億円以上	4,409	1,946	247	154	113	1,017	932	46.8%
10億円未満 1億円超	18,125	8,437	979	1,476	1,150	4,966	1,117	39.9%
1億円以下	2,428,646	1,733,628	543,799	106,541	21,588	21,975	1,115	1.8%
1億円以下 5,000万円以上	67,848	35,476	9,460	9,188	4,555	8,450	719	20.2%
5,000万円未満 1,000万円超	287,191	175,133	64,767	31,117	8,171	7,750	253	5.6%
1,000万円	603,092	424,872	132,008	35,454	6,174	4,468	116	1.8%
1,000万円未満	1,470,515	1,098,147	337,564	30,782	2,688	1,307	27	0.3%
計	2,453,748	1,745,287	545,126	108,200	22,882	28,197	4,056	2.2%

約4.5万社

約1.4万社

【出典：平成24年度道府県税の課税状況等に関する調】